

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に係る令和3年3月1日以降の一部負担金免除期間の取扱いについて

区域番号	避難指示区域等	該当市町村	所得区分 令和2年度 ⇒ 令和3年度	一部負担金免除
①	帰還困難区域	大熊町の一部、双葉町の一部、南相馬市の一部、富岡町の一部、葛尾村の一部、浪江町の一部、飯館村の一部	所得要件なし	～令和4年2月28日
②③④⑤ ⑥⑦⑧	平成31年度以前に解除された区域 (令和元年度)	広野町、楢葉町、田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、富岡町の一部、川内村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、飯館村の一部の帰還困難区域及び居住制限区域、避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域 南相馬市、伊達市、川内村の旧特定避難勧奨地点	上位所得層 ⇒ 上位所得層以外 上位所得層 ⇒ 上位所得層以外 上位所得層 ⇒ 上位所得層以外	～令和4年2月28日 ～令和3年7月31日 令和3年8月1日 ～令和4年2月28日

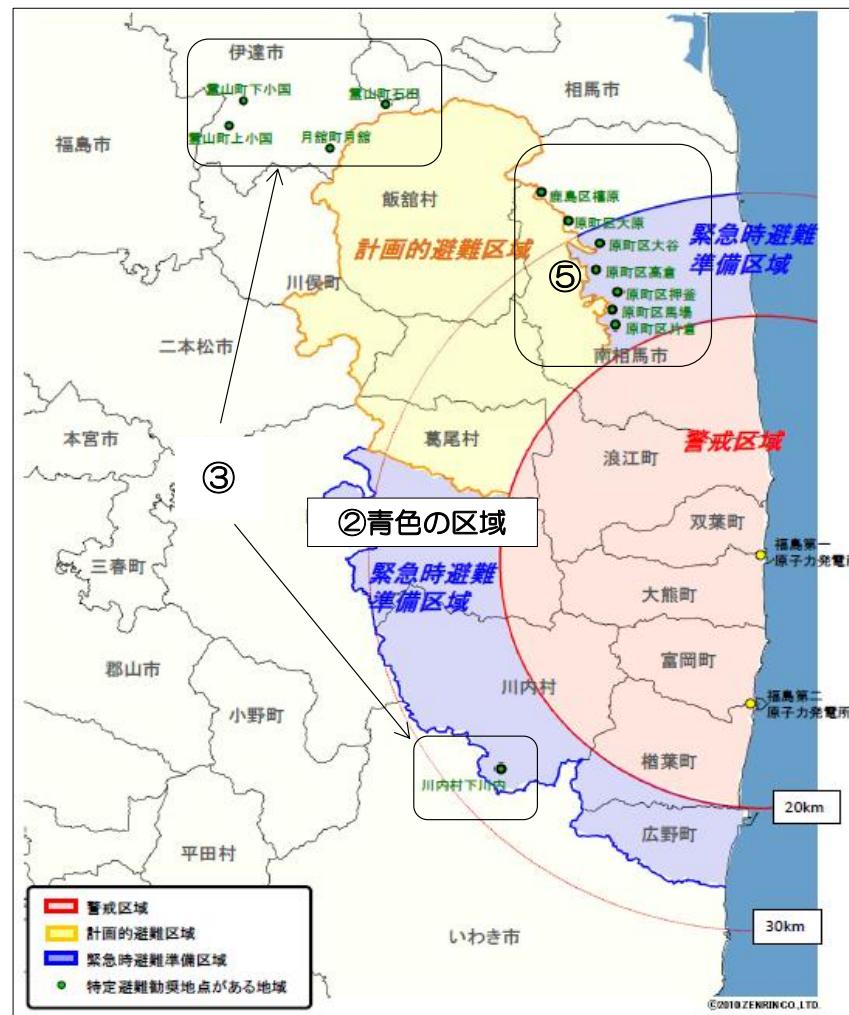
※1. 区域番号については、避難指示区域図を参照してください。

※2. 所得区分については、令和2年度は令和元年所得を、令和3年度は令和2年所得を対象としています。ただし、令和3年4月から令和3年7月までの場合にあっては、令和元年所得を対象とします。

※3. 上位所得層とは、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、収入から経費を差し引いた所得から43万円の基礎控除額を引いた後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯（令和元年所得までの基礎控除の額は33万円）

(参照) 避難指示区域図

【旧避難指示区域】



【現在の避難指示区域】

